

# 松山市電子入札運用基準

(建設工事及び建設工事に係る委託業務)

松山市総務部契約課

令和4年4月

# 【目 次】

## 1. 趣旨

## 2. 定義

- (1) 電子入札システム
- (2) 電子入札案件
- (3) 電子入札
- (4) 電子ファイル
- (5) 紙入札
- (6) 審査申請書
- (7) 審査資料
- (8) 入開札業務
- (9) I Cカード
- (10) I Cカード情報
- (11) 入札情報公開システム
- (12) 電子くじ

## 3. 電子入札について

- (1) 電子入札に参加できる者の基準
- (2) I Cカードについて
- (3) 利用者登録について
- (4) 登録番号及びパスワードについて
- (5) 登録事項変更について
- (6) 特定建設工事共同企業体(特定JV)の取扱について
- (7) 入札情報の公表について

## 4. 紙入札への切替について

- (1) 紙入札への切替の申請について
- (2) 紙入札方式による提出期限について
- (3) 紙入札から電子入札への移行について
- (4) 委任について
- (5) 入札書の様式について

**5. 審査資料の提出について**

- (1) 審査資料の作成方法について
- (2) 審査資料の提出方法について

**6. 工事費内訳書について**

- (1) 工事費内訳書の作成方法について
- (2) 工事費内訳書の提出方法について

**7. 開札について**

- (1) 開札時の立ち会いについて
- (2) 開札結果について
- (3) くじの実施について
- (4) 落札者決定通知書の送付について
- (5) 開札処理が長引いた場合について
- (6) 開札の延期について
- (7) 入札書未提出の取扱について
- (8) 開札の中止について
- (9) 入札書提出後の撤回等について

**8. システム障害等について**

- (1) 本市システム障害の場合
- (2) 天災その他やむを得ない事情による障害の場合
- (3) 入札参加者のシステム障害の場合

**9. 入札参加者の注意事項について**

- (1) 確認通知について
- (2) ウィルス対策について
- (3) ICカードの不正使用について

**10. 免責事項**

様式

- 1 電子入札利用申請書
- 2 紙入札方式参加申請書
- 3 提出書類等通知書
- 4 入札書（やむを得ず紙入札方式による場合）

## 1. 趣旨

この運用基準は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託業務をいう。）の電子入札に関する取り扱いについて、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとします。

## 2. 定義

この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 電子入札システム    | 本市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システムをいう。                                    |
| (2) 電子入札案件      | 電子入札システムにより処理する入札案件をいう。  |
| (3) 電子入札        | 電子入札システムによる入札参加の申込みや入札書（工事費内訳書の提出が必要な場合これを含みます。以下同じ。）の提出をいう。                   |
| (4) 電子ファイル      | 電子入札システムにおいて提出する電子文書をいう。   |
| (5) 紙入札         | 電子入札システムによらない紙による入札参加の申込みや入札書の提出をいう。   |
| (6) 審査申請書       | 一般競争入札実施要領第6条に基づく入札参加資格審査申請書をいう。   |
| (7) 審査資料        | 一般競争入札実施要領第6条に基づく入札資格要件を有することを証する資料をいう。  |
| (8) 入開札業務       | 審査申請書の提出、入札参加資格審査の結果通知、指名通知書の発行、入札書及び工事費内訳書の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行などの一連の手続きをいう。 |
| (9) ICカード       | (財)日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した電子認証局が発行する電子証明書を格納したICカードをいう。               |
| (10) ICカード情報    | 電子証明書（認証局発行）に記載されている情報（会社名、住所、氏名等）をいう。   |
| (11) 入札情報公開システム | 松山市ホームページにおいて、各案件の入札公告、入札結果の公表、その他調達手続きに必要な事項を公表する情報処理システムをいう。                 |
| (12) 電子くじ       | 電子入札案件において、落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合に、電子入札システムにより行う電子的なくじをいう。                    |

### 3. 電子入札について

#### (1) 電子入札に参加できる者の基準

電子入札に参加できる者は、松山市建設工事等競争入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」といいます。)に登録され、ＩＣカードを取得して電子入札利用者登録を行っている者としてします。

#### (2) ＩＣカードについて

電子入札システムで利用可能なＩＣカードは、本市が導入している電子入札コアシステム対応電子認証局が発行したものに限られます。ＩＣカード情報は、有資格者名簿に登録された内容と一致しているものとし、異なる内容のＩＣカードを使用して提出した電子入札は無効になります。

#### (注意)

ＩＣカードの所有者を受任者とする委任状が提出されている場合に限り、名簿の登録が支店・営業所等である受任者のＩＣカード情報の「会社名」「会社住所」が本社であっても、そのＩＣカードの使用を許可するものとします。

なお、「氏名」が有資格者名簿に登録された代表者(受任者を置いた場合は、当該受任者といえます。以下同じ。)と異なっているＩＣカードの利用は許可しません。

#### (3) 利用者登録について

新しくＩＣカードを取得し初めて電子入札システムを利用する場合は、「電子入札利用申請書」を契約課に提出した後、電子入札システムで利用者登録を行ってください。また、ＩＣカードの有効期限が切れ、又は代表者の変更等により、新たにＩＣカードを取得した場合においても、「電子入札利用申請書」を提出した後、利用者登録を行ってください。

#### (4) 登録番号及びパスワードについて

利用者登録画面で入力求められる登録番号及びパスワードは、「電子入札利用申請書」に記入した業者番号(6桁)と利用者番号(4桁)を合わせた10桁の数字とします。

#### (5) 登録事項変更について

入札参加資格申請事項に変更が生じた場合は、松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱第8条に基づく競争入札参加者資格審査申請書変更届の提出と併せて電子認証局に電子入札利用者登録内容の変更処理を行ってください。また、ＩＣカード情報に変更がある場合は、ＩＣカードを再取得した後、「電子入札利用申請書」を提出し、電子入札システムの電子入札利用者登録によりＩＣカード更新処理を行ってください。その後、ＩＣカードを発行した電子認証局に旧ＩＣカードの失効の手続きを行ってください。

ただし、ＩＣカード利用部署情報や電子入札システムのみに登録されている事項に変更があった場合は、電子入札利用者登録により変更処理を行ってください。

#### (6) 特定建設工事共同企業体(特定JV)の取扱について

特定JVにおいては、特定JV代表者が単体企業として利用者登録済みのＩＣカードを使用するものとします。

(7) 入札情報の公表について

各入札案件の公告及び入札結果の公表、その他調達手続きに必要な事項の公表は、入札情報公開システム及び契約課閲覧室で行います。

**4. 紙入札への切替について**

電子入札案件において、やむを得ない理由がある場合は、紙媒体による審査申請書や入札書の提出を認めることとします。

(1) 紙入札への切替の申請について

会社名や代表者の変更により I C カード情報の変更 ( I C カードの再取得) が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、「紙入札方式参加申請書」を契約課に提出して承認を得てください。

(参考) 紙入札を認める例

ア 会社名、会社住所、代表者の変更により、再発行手続き中であるが、 I C カードの再取得が間に合わない場合

イ I C カードの閉塞 ( P I N 番号の連続した入力ミス)、破損、盗難等により、再発行手続き中であるが、 I C カードの再取得が間に合わない場合

ウ その他やむを得ない事情があると認められる場合

(2) 紙入札方式による提出期限について

電子入札案件において、やむを得ず紙入札方式で参加する場合の審査申請書、入札書等の提出期限及び提出方法は、公告において指定するものとします。

(3) 紙入札から電子入札への移行について

電子入札案件に紙入札方式で参加を認められた場合、その案件については、再び電子入札へ移行することは認めません。

(4) 委任について

代理人が入札を行う場合の委任状は、 I C カードの所有者が委任者であるものに限り有効とします。

(5) 入札書の様式について

紙入札による場合は「入札書 (やむを得ず紙入札方式による場合)」を使用するものとします。

**5. 審査資料について**

(1) 審査資料の作成方法について

審査資料の作成に使用するソフト及び保存形式は表 1 を標準とします。

表 1 使用アプリケーション

No.	アプリケーション名	ファイル形式
1	Word(Microsoft Corp.)	Word(office365)により読み込み可能なバージョンでの保存
2	Excel(Microsoft Corp.)	Excel(office365)により読み込み可能なバージョンでの保存
3	その他	PDFファイル (Adobe ReaderDCにより読み込み可能なバージョンでの保存) 画像ファイル(JPEG形式、GIF形式) 圧縮ファイル(Zip形式) ※ ただし、自己解凍形式(EXE形式等)は認めません。 その他指定した形式

## (2) 審査資料の提出方法について

審査資料は、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。資料が複数になる場合は、添付忘れのないように注意してください。ただし、作成方法、提出方法を別途指示した場合は、指示された方法で作成し、提出してください。

なお、電子ファイルを圧縮しても、その容量が3MBを超える場合は、紙媒体により提出してください。電子ファイルと紙媒体を混合しての提出は認めません。

審査資料を紙媒体で提出する場合は、電子入札システムで審査申請書を提出する際に、電子ファイルとして作成した「提出書類等通知書」を必ず添付してください。提出する封筒には「案件名」、「差出人」を記入し、「審査資料在中」と明記したうえで、契約課に持参してください。

## 6. 工事費内訳書について

### (1) 工事費内訳書の作成方法について

様式は、入札情報公開システムから案件ごとにダウンロードして使用するものとします。作成に使用するソフト及び保存形式は5.(1)に準じます。

### (2) 工事費内訳書の提出方法について

工事費内訳書は、原則として指定した様式を用いて電子ファイルで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。ただし、作成方法、提出方法を別途指示した場合は、指示された方法で作成し、提出してください。

なお、電子ファイルを圧縮しても、その容量が3MBを超える場合は、紙媒体により提出してください。電子ファイルと紙媒体を混合しての提出は認めません。

工事費内訳書を紙媒体で提出する場合は、電子入札システムで入札書を提出する際に、電子ファイルとして作成した「提出書類等通知書」を必ず添付してください。提出する封筒には「案件名」、「差出人」を記入し、「工事内訳書」と明記したうえで、開札日時に開札場所へ持参してください。

## 7. 開札について



開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとします。ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合は、入札執行職員が開札宣言をした後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、開札します。

(1) 開札時の立ち会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができます。

(2) 開札結果について

電子入札システムの入札状況一覧にある状況表示に次のとおり掲載します。

一般競争入札                              . . . 最低応札者、最低応札額、最低制限価格（調査基準価格）及び経過状況等

指名競争入札

- ・ 建設工事                              . . . 最低応札者、最低応札額、最低制限価格（調査基準価格）及び経過状況等
- ・ 建設工事に係る委託業務              . . . 最低制限価格等

(3) くじの実施について

落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合には入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札書到達時刻から算出される数字を使用し、電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札者を決定するものとします。

なお、電子くじ機能に障害が発生した場合は、落札決定を保留し、別途、入札参加者の立ち会いのもとに紙入札方式と同様の方式にてくじを実施するものとします。

(4) 落札者決定通知書の送付について

落札者が決定したときは、電子入札システムにより、入札参加者に対して落札者決定通知書を発行します。

(5) 開札処理が長引いた場合について

開札予定日時から開札処理が著しく遅延（１時間程度を目安とします。）する場合は、必要に応じて電子入札システムその他適切な手段により処理状況の情報提供を行うものとします。

(6) 開札の延期について

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適切な手段により、当該入札参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知します。

(7) 入札書未提出の取扱について

入札書提出締切予定日時において、入札書が電子入札システムサーバ（以下「サーバ」といいます。）に未到着の場合は、辞退したものとみなします。

(8) 開札の中止について

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適切な手段により、当該入札参加者全員に、開札の中止を通知するものとします。

(9) 入札書提出後の撤回等について

一度提出した入札書の撤回、訂正や辞退処理後の辞退の撤回はできません。

## 8. システム障害等について

### (1) 本市システム障害の場合

本市のサーバ・ネットワークなどに障害が発生し、入札業務ができない場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札業務の延期、紙入札への移行などの処置をとります。

この場合は、電話により入札参加者(入札参加希望者を含みます。以下同じ。)に必要な事項を連絡するものとします。

### (2) 天災その他やむを得ない事情による障害の場合

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含みます。)の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札業務に参加出来ない場合は、本市において、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札業務の延期、紙入札への移行などの処置をとる場合があります。

本市において、入札業務の延期、紙入札への移行などの処置を講じる場合において、延期、紙入札への移行その他必要な事項を電話その他適切な手段により入札参加者に連絡するものとします。

### (3) 入札参加者システム障害の場合

入札参加者のパソコン障害の場合は、松山市建設工事等入札参加者心得(電子入札案件用)第11条及び4. 紙入札への切替についてに準じ、「紙入札方式参加申請書」を契約課に提出して承認を得てください。

## 9. 入札参加者の注意事項について

### (1) 確認通知について

電子入札では、審査申請書や入札書はサーバに記録された時点で提出されたものとします。

電子入札システムでは、これらの情報がサーバに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等が送信確認通知で表示されるため、審査申請書や入札書の提出を行った時は、必ず送信確認通知の表示を確認してください。

送信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバに到達していないため、再度処理を行い、それでも送信確認通知が表示されない場合は契約課(Tel.089-948-6453)にお問い合わせください。

なお、各送信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示は出来ないため、印刷を行ってください。

(注意)

入札書の提出は入札金額等を暗号化して送信するため、入札書提出後(送信確認通知の表示以降)は入札金額の確認ができません。

(2) ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のソフトを導入するなどの対策を講じてください。

ウィルス対策ソフトの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、ウィルス感染チェックを行ってください。

入札参加者から提出された審査資料等がウィルスに感染していることが判明した場合又はウィルスに感染した審査資料等が本市ウィルスチェック機能により到着期限までにサーバに到達しない場合は、当該入札参加者を入札辞退したものとするとともに審査資料等を提出した入札参加者から事情聴取を行ない、当該入札参加者に対する以後の対応を決定するものとします。

(3) ICカードの不正使用について

入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、入札参加資格停止措置等の処分を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までに不正使用が判明した場合は、当該入札案件への参加資格を取り消します。

落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

(参考) 不正にICカードを使用した場合の例

ア 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合

イ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合

## 10. 免責事項

電子入札システムの利用により発生した如何なる損害についても、本市は何ら責任を負わないものとします。

業者番号(6桁)						
----------	--	--	--	--	--	--

## 電子入札利用申請書

(提出先) 松山市長

(本社又は委任先)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

下記の内容により、電子入札システムの利用を申請します。

1. 電子証明書(ICカード)の取得者情報 (契約権限のある者)				
役職				
氏名				
電子証明書発行認証局名				
電子証明書(ICカード)番号				
有効期限(年月日)				
(2枚目の登録の場合に記入して下さい。)				
電子証明書発行認証局名				
電子証明書(ICカード)番号				
有効期限(年月日)				
2. 利用者番号 (任意の数字4桁)				
※業者番号6桁+右記4桁=10桁が 電子入札システム上の登録番号及び パスワードになります。				
3. 添付資料				
(1)電子証明書(ICカード)の申込書等の電子証明書の内容がわかるものの写し				
(2)電子証明書(ICカード)のコピー(両面)				

※ 申請にあたり、従前の入札参加資格審査申請の内容に変更がある場合は、別途、変更届を提出する必要があります。

# 紙入札方式参加申請書

年 月 日

(提出先) 松山市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
業者番号  
電話番号

下記案件について、電子入札システムによる処理ができないため、紙入札方式による参加を申請します。

## 記

1 件 名

2 電子入札システムによる処理ができない理由

# 提出書類等通知書

年 月 日

(提出先) 松山市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
業者番号  
電話番号

下記案件の提出書類を紙媒体で提出します。

## 記

1 件 名

2 提出書類名及び枚数

提出書類名

枚数

(やむを得ず紙入札方式による場合)

# 入 札 書

年 月 日

(提出先) 松山市長

住 所 .....

氏 名 ..... 印

松山市契約規則及び松山市財務会計規則を遵守し契約条項を承認の上入札します。

金 額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件 名											
この( )の保証金					保 内 証 金	現 金 ¥					
						代用証券 ¥ .....					
(内訳別紙のとおり)											

- 注意
- 1 金額は、アラビア数字で正確に記入してください。
  - 2 頭数字の前に¥を記入してください。
  - 3 金額又は氏名の訂正は認めません。
  - 4 上記入札金額は契約希望金額の110分の100に相当する金額です。

電子くじ入力番号

--	--	--